

京都大学	博士（工学）	氏名	高平 伸暁
論文題目	企業間下請関係における収奪問題の研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、企業間下請関係における「収奪問題」を主題とした論文である。「収奪問題」とは、「中小企業の生産した価値が取引上の優越性により寡占大企業に吸収されること（黒瀬、2018）」であり、我が国では、中小企業を最も疲弊させる要因として、古くから問われてきた。収奪問題の典型的な現れとして、買い叩き、支払い遅延、不当返品をはじめとした俗に呼ばれる「下請いじめ」、「しわ寄せ」が挙げられる。また、「下請いじめ」、「しわ寄せ」に相当する問題は、我が国の独占禁止法においても長年問われてきており、「優越的地位の濫用」として、長年取り締まりが進められてきた。</p> <p>1990年代以降、収奪問題は激化し中小企業の下請単価は大きく低下した。その結果、主な被害者である中小企業の数も激減し、とりわけ小企業の減少は著しい。中小企業は、現在の我が国において企業数の99.7%、雇用の7割、また付加価値産出の5割を占めているため、収奪問題が、多くの企業間下請取引によって成り立つ我が国のインフラ政策の安定的展開への障害をはじめ、様々な被害を引き起こしていると考えられる。</p> <p>こうした問題に関する先行研究として、経済学や法学による研究が挙げられるが、これらの研究では、1)収奪問題の学説や制度的収奪緩和措置の歴史の変遷とその帰結、2)収奪問題と下請の定義を厳密に解釈し計測した収奪の実態、3)収奪が起こる現場当事者である大企業購買担当者の心理的要因が十分説明されていない。本論文は、以上の問題意識のもと、我が国で収奪問題が激化した背景を考察し、収奪問題の緩和・解消に資する知見の抽出を試みたものである。</p> <p>本論文の構成は、以下の通りとなる。</p> <p>第1章では、本研究の背景と目的、また本研究の構成を説明した。</p> <p>第2章では、本研究における収奪問題、中小企業の定義を明確化し、中小企業の役割、収奪問題と中小企業の現状を概観した。その結果、中小企業は、人々の雇用、地域愛着に寄与する役割を持つ可能性があり、とりわけ中小企業が災害レジリエンスに果たす役割が大きい事が整理された。また我が国では、収奪問題の激化と並行するように、1990年代から現在にかけて中小企業が衰退・減少しており、中小企業の労働者数シェアは、他の主要先進国と比較して低い事が示された。</p> <p>第3章では、これまで明確な区分けがされていなかった二つの系譜の収奪問題研究とそれらを受けて施行されてきた収奪問題の緩和・解消措置を整理し、それぞれの利点・欠点について考察した。第一の系譜は、中小企業論における収奪論を背景としたもので、下請中小企業の「過当競争」性に着目し、それを問題視した議論である。この第一の系譜のアプローチは「中小企業論アプローチ」と命名した。また第二の系譜は、法学における収奪論で、「優越的地位の濫用」として独占禁止法において禁止されている行為を扱う。独占禁止法では、親事業者、下請事業者の自己責任論に立脚し、「公正な競争」促進を企図し、優越的地位の濫用規制を進めてきた。第二の系譜のアプローチは「独禁法アプローチ」と命名した。</p> <p>中小企業論アプローチに基づく収奪緩和施策は、カルテル政策に代表され、企業同士の競争を制限する措置であるが、その効果や副作用に対する批判が多く、1990</p>			

年代後半にはほとんどが廃止された。一方、独禁法アプローチに基づく収奪緩和施策は、公正な競争を促進するものとして肯定的見解も比較的多く、2000年代以降も強化が進んだ。しかしながら、建設業における過剰な談合バッシングを背景とした談合（カルテルの一種）の激減とそれに伴った競争の過度な促進が、建設業界を疲弊させてきた事が実証的に明らかになった事から、競争の促進ばかりでは無く、競争制限的な取り組み、即ち「日本的系列」の有効性を見直す必要性が示唆された。

第4章では、収奪問題の深刻化傾向の研究を行い、これまであまり着目される事が無かった、企業間取引と企業対消費者の二つの取引形態のうちの一つである、「企業間取引」に着目した分析と、下請の定義を拡張した分析、また例外的扱いとされることが多かった建設業における収奪問題の実態の分析を行った。分析手法としては、製造業における企業間取引の指数は「企業物価指数」を、サービス業における企業間取引の指数は「企業向けサービス価格指数」を用い、収奪問題の実態を時系列に着目して分析した。また企業間取引の物価指数の集計が困難な建設業では、販売価格と仕入価格の「DI」値（業況に関する指数）を用い、大手建設業者と中小建設業者の収益性の格差を時系列分析した。その結果、「企業間取引」は「企業対消費者取引」と比較して収奪問題が悪化しやすい可能性が間接的に示唆された。また、サービス業は、製造業よりも収奪問題が悪化しやすい可能性が示された。さらに建設業では、かねてより収奪問題の存在が指摘されてきた製造業と同様に収奪問題が長期的に悪化している事が示唆された。またとりわけ建設業では、製造業と比較して下請事業者が元請事業者の景気変動の「ショックアブソーバー（緩衝材）」としての役割を果たしている可能性が示された。

第5章では、収奪の現場当事者である大企業購買担当者の収奪促進的購買態度を測定することで、その背景に存在するパーソナリティや道徳性との関係性を分析した。調査においては、大企業購買担当者の収奪促進的購買態度尺度を開発し、その価値観分類の妥当性を確認した。またパス構造を想定し、共分散構造分析によってパス係数を推定し検証を行うことで、購買態度をより深層から規定している可能性がある購買担当者のパーソナリティをいくつか計測し、購買態度との関連性を確認した。その結果、収奪促進的購買態度尺度は、「購買マニュアル遵守意識」「サプライヤーへ配慮」「権威主義組織」「購買コスト改善意識」の4つの下位尺度から構成され、一定の妥当性を持つ事が確認された。また、権威主義的組織や購買担当者の反社会的パーソナリティが、サプライヤーに対する配慮を低下させることが明らかとなった。さらに権威主義的組織や購買担当者の反社会的パーソナリティが弱い場合、サプライヤーに対する配慮は高まる一方で、自社の購買マニュアル遵守意識と購買コスト改善意識が高まるという構造が存在する可能性も併せて示された。

第6章では、本論文で得られた成果をまとめ、今後の収奪緩和措置の方向性の提案と、今後の課題の整理を行った。

以上の通り、本研究は、企業間下請関係における収奪問題の要因と実態を、一定程度明らかにしたものであり、本研究で得られた知見を共有知化することは、収奪問題の緩和・解決への第一歩となり、数多の企業間取引によって展開される我が国の土木実践の今後のありように影響を及ぼしうる可能性が期待される。

氏名	高平 伸暁
----	-------

(論文審査の結果の要旨)

持続可能なインフラ開発のためには、中小企業はじめとした各種事業者が安定的に事業展開できる事が不可欠である。しかし我が国では、企業間下請関係における収奪問題(中小企業の生産した価値が取引上の優越性により寡占大企業に吸収されること; 黒瀬, 2018)が中小企業経営の大きな障害となっている事が指摘されており、その解決が問われてきた。こうした問題に対する先行研究として、経済学や法学による研究が挙げられるが、これらの研究では、1)収奪問題の学説や制度的収奪緩和措置の歴史の変遷とその帰結、2)収奪問題と下請の定義を厳密に解釈し計測した収奪の実態、3)収奪が起こる現場当事者である大企業購買担当者の心理的要因が十分説明されていない。本論文は、以上の問題意識のもと、我が国で収奪問題が激化した背景を考察し、収奪問題の緩和・解消に資する知見の抽出を試みたものである。

これに当たり、第一に、収奪問題の研究には、「中小企業論アプローチ」と「独禁法アプローチ」と呼べる二つの系譜が存在し、各々に由来する制度的措置がある事を指摘している。また、収奪緩和措置の歴史の変遷とその帰結から、反競争的商慣行として批判されてきた「日本的系列」の再評価が必要である事を指摘している。収奪問題の学説や制度的収奪緩和措置の歴史の変遷とその帰結を整理し評価する事は、学術的な新規性を有するのみならず、今後の収奪緩和措置を検討するにあたり不可欠である。

第二に、収奪問題は企業間取引物価の低下として顕在化する可能性があり、製造業では1980年頃、サービス業では1990年頃から収奪問題が悪化している可能性がある事を指摘している。また建設業では少なくとも1992年以降から長期的に収奪問題が悪化しており、とりわけ下請が元請の景気変動の「緩衝材」としての役割を果たしている可能性がある事を指摘している。企業間取引物価というこれまでにない観点で収奪の実態を把握する事や、建設業における収奪の実態を把握する事は、学術的な新規性を有するのみならず、収奪実態をより正確に把握し、適正な収奪緩和措置を推進するうえで実務上重要である。

第三に、権威主義的組織や購買担当者の反社会的パーソナリティがサプライヤー(下請け)への配慮を低下させることを指摘している。また権威主義的組織や購買担当者の反社会的パーソナリティが弱い場合、サプライヤーへの配慮は高まる一方で、自社の購買マニュアル遵守意識や購買コスト改善意識が高まるという構造が存在する可能性がある事を併せて指摘している。収奪が発生する現場である購買担当者の心理構造の把握は、学術的新規性を有するとともに、収奪問題緩和方略を検討するうえで考慮することが不可欠であり、実務上重要であると言える。

以上の通り、本論文は、収奪問題の理解や緩和に、学術上、實際上寄与するところが少なくない。よって、本論文は博士(工学)の学位論文として価値あるものと認める。また、令和5年2月13日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行って、申請者が博士後期課程学位取得基準を満たしていることを確認し、合格と認めた。